

令和 7 年度
脱炭素経営に向けた計画策定支援 事業費
補助金 公募要領

《申請書受付期間》

令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 10 月 31 日（金）17：00 まで

《申請書類の入手方法》

申請書の様式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.wakayama-kg.jp/news/2025/05/datsu-tanso-hojyokin.html>

《お問い合わせ先》

和歌山県工業技術センター 企画総務部 企画調整課

TEL:073-477-1271 FAX:073-477-2880

メール:e0603011@pref.wakayama.lg.jp

令和 7 年 5 月
和歌山県

1. 事業の趣旨

世界規模で進む脱炭素社会の実現に向けた動きを成長の機会と捉え、県内中小企業者等のビジネスチャンスの拡充や競争力の向上に繋げていくため、県内企業が行う CO2 排出量の算定・省エネ診断の実施から、CO2 排出量削減目標を盛り込んだ計画等の策定に至るまでに要する経費の一部を予算の範囲内において補助します。

2. 補助対象者

次の各号に掲げる要件を全て満たすものを対象とします。

- (1) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業者と同等と認められる者（同条第2項に規定する大企業者に該当する者を除く。）であること。
- (2) 和歌山県内に有する事業所において、**3. 補助対象事業・要件**に規定する補助対象事業を実施する者であること
- (3) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

イ 政党その他の政治団体

ウ 宗教上の組織又は団体

エ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

3. 補助対象事業・要件

- (1) 補助対象事業の内容

次のア～ウのいずれかの事業又はその組合せを対象とします。

ア CO2 排出量削減中長期計画策定事業

他の機関による認証（SBT※、ISO14001、エコアクション等）の取得を目指すための取組であって、2030年（令和12年）以降のCO2排出量の削減に係る目標を盛り込んだ計画を策定する事業

イ CO2 排出量削減対策実行計画策定事業

CO2 排出量の削減に係る対策を実施するための計画を策定する事業

ウ 脱炭素対応を踏まえた自社製品広告計画策定事業

自社製品の広告に活用することを目的として、当該自社製品の製品単位のCO2排出量の削減に係る目標を盛り込んだ計画を策定する事業

※Science Based Targets

(2) 補助対象事業の実施期間

原則、交付決定の日から令和8年2月28日とする。なお、発注、納入、検収、支払等の全ての事業手続きが事業実施期間内に完了する必要があります。

(3) 補助金を受ける要件

以下の表に示す事業区分ごとに定めるそれぞれの要件をすべて満たす計画を策定する必要があります。

事業区分		補助要件
ア	C02 排出量削減中長期計画策定事業	①C02 排出量（scope1、scope2※）の算定を行っていること。 ②2030年以降のC02排出量の削減目標を盛り込んだ計画であること。 ③SBT、ISO14001、エコアクション21等の認証の取得を目指すための目標設定を行うこと。
イ	C02 排出量削減対策実行計画策定事業	①C02 排出量（scope1、scope2※）の算定を行っていること。 ②工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業実施要領（令和3年4月1日付け環地温発第21040115号）別表第1に規定する認定外部支援機関又はこれに相当すると知事が認める者（以下、支援機関等）が、C02排出量の削減に対する効果があるものとして提案する取組を1つ以上盛り込む計画であること。 ③計画実施期間が、3年以上であること。
ウ	脱炭素対応を踏まえた自社製品広告計画策定事業	①自社製品について、1製品以上の製品単位のC02排出量の算定を行っていること。 ②製品単位のC02排出量を削減するための取組を1つ以上盛り込む計画であること。 ③製品単位のC02排出量の削減により、製品の広告を目指すための取組であること。

※Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

4 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費（次表参照）とし、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。また、国または国の関連団体等から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除きます。

支援機関等へ支払う経費	①補助事業を実施するために必要なコンサルタントに係る経費 ②補助事業を実施するために必要な診断及び分析に係る経費（県内事業所における診断及び分析に限る。） ※1 認定外部支援機関、令和6年度補正「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）」交付決定事業者及び令和7年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）」採択事業者以外の支援機関又は※2の専門家を活用する場合は、支援可能となる根拠として、有資格者、認定、実績等を示す必要があります。 ※2 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることができます（※3の謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要（ただし、1日5万円が上限となります））。 ※3 専門家の謝金単価は以下の通りとします（消費税抜き）。 ・大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師等：1日5万円以下 ・准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネータ等：1日4万円以下 ※4 応募申請時の事業計画の作成を支援した外部支援者に対する経費は、専門家経費の対象外とします。 ※5 診断及び分析に必要なデータ計測等に係る経費も対象となります。（ただし、計測器等を自社で購入する費用は除きます。）
ソフトウェア等導入経費	補助事業を実施するために必要なシステムソフトウェア導入及びクラウドサービスの利用（補助対象期間内に限る。）に要する経費（県内事業所における導入費用に限る。） ※1 補助事業実施期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業実施期間分のみとなります。 ※2 クラウドサービス利用に付帯する経費（プロバイダ契約料、通信料等）は補助対象外となります。

	※3 広告を行うための経費（ホームページ作成費等）は補助対象外となります。
--	---------------------------------------

5 募集について

(1) 募集期間
令和7年6月2日（月）～ 10月31日（金）17:00まで

(2) 交付決定
 先着順に審査を行い、予算の範囲内で採択し、採択事業者に交付決定を通知します。
 募集期間途中に予定採択件数に達した場合は、募集終了を和歌山県工業技術センターホームページに掲載します。
 なお、交付の決定に要する標準的な期間は、必要書類に不足、不備等がない場合、交付申請書類到着後 4週間程度です。

6 事業計画の変更等について

(1) 交付決定後において、変更、中止（廃止）、遅延等の可能性が生じた場合には、まず和歌山県工業技術センターに相談してください。手続きの可否や申請書の記載方法等について指示します。

(2) 交付額の変更を伴う変更交付申請の期限は、令和7年10月31日（金）17:00までとします。なお、変更が生じた時点で、予算額に達している場合は、申請ができません。予算の状況は、和歌山県工業技術センターホームページに掲載します。

7 採択結果
 申請者あてに、文書でお知らせします。

8 補助額
 補助対象経費の1／2以内、1件あたり100万円を限度とします。
 （千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とします）。

9 申請方法
 申請書類を下記提出先に持参又は郵送にて提出してください。その際、封筒等に必ず「（申請書）令和7年度和歌山県脱炭素経営に向けた計画策定支援事業費補助金」と明確に分かるよう記載してください。

【提出先】
 〒649-6261
 和歌山県和歌山市小倉60
 和歌山県工業技術センター 企画総務部 企画調整課あて

10 申請書類について

申請書類は以下のとおりです。

- ① 補助金等交付申請書（別記第 1 号様式）
- ② 事業計画書（様式第 1 号）
- ③ 収支予算書（様式第 2 号）
- ④ 役員名簿（様式第 3 号）
- ⑤ 法人の登記事項証明書（原本。履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し
- ⑥ 経費の積算根拠が確認できる書類（見積書等）
- ⑦ その他知事が必要と認める書類

11 実績報告について

補助事業が完了した日から 30 日以内又は令和 8 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、補助金の実績報告については、書類審査等により履行確認を行います。

【提出方法】

9 申請方法と同様又は電子メールとします。封筒、電子メールタイトル等に必ず「(報告書) 令和 7 年度和歌山県脱炭素経営に向けた計画策定支援事業費補助金」と明確に分かるよう記載してください。電子メールアドレスにつきましては、採択通知後に連絡いたします。

【提出書類】

- ① 補助事業等実績申請書（別記第 2 号様式）
- ② 事業報告書（様式第 8 号）
- ③ 収支決算書（様式第 9 号）
- ④ 支出証拠書類の写し
- ⑤ 補助対象事業において策定した計画書（算定根拠及び削減取組については根拠資料を添付）

12 その他

(1) 補助金の返還について

交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは補助金の一部又は全部を返還しなければなりません。

(2) 成果の取扱い

本補助事業の内容や効果等について、公表する場合があります。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理してください。また、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存してください。

参考 事業全体スケジュール

スケジュール	補助事業者	県
○公募期間 令和7年6月2日（月）～ 10月31日（金）	交付申請手続き （交付申請に必要な書類の提出）	
○審査		申請内容の審査 ↓
○交付決定 4週間程度で採択者に通知	通知 ←	交付決定
○事業開始 （交付決定後）	↓ 事業開始 （交付決定後） ↓ 契約・発注 ↓ 事業実施 ↓ 〔 変更交付申請 令和7年10月31日まで 〕 ↓ 事業完了 （支援完了後、事業費の支払日をもって事業完了とします。） ↓	
○事業完了 令和8年2月28日まで		
○実績報告 事業完了の日から30日以内又は令和8年2月28日までのいずれか早い日まで	実績報告書の作成・提出	書類審査等の実施 ↓
○補助金の支払い 令和8年5月上旬まで	精算払請求書の提出	補助金額の確定 通知書 ↓
○帳簿及び書類保管	帳簿及び書類保管（5年間）	補助金の支払い